

まず、大臣に伺います。

昨年、電波法を国会に提出した理由を伺います。

○国務大臣（高市早苗君） 平成三十年八月に取りまとめられた有識者会議の提言において、5Gなどの電波ニーズの拡大を見据え、早急に周波数割当制度を改革するとともに、電波利用料の見直しを行なうこととされました。

また、平成三十年六月に閣議決定された規制改革実施計画においても、電波制度改革について、平成三十年度中に法案を国会に提出することとされました。

このため、昨年の第百九十八国会に電波法改正案を提出したものでございます。

○吉川沙織君 規制改革実施計画等で、平成三十年度中に法案を出して速やかに変えなさいということが去年のきっかけだと私は受け止めました。

では、今年も同じように電波法の改正案、提出されています。今年国会に提出された理由を同じく大臣に伺います。

○国務大臣（高市早苗君） 昨年お認めいただきました改正法も踏まえ、有識者会議において、平成三十年八月に取りまとめられた提言のフォロー

アップを行いました。昨年の改正により経済的価値を踏まえた周波数割当が可能になつたことに加え、ダイナミック周波数共用システムを適切にします。

今回、電波法の改正案の審議でございますが、昨年もこの電波法、国会に提出されております。

運用するためには公正中立な主体による運用が必要であるなど、追加提言を昨年十二月にいただきました。

また、本年一月には別の有識者会議におきまして、経済的価値を踏まえた割当てについて、電波の有効利用の観点から、その対象に移動受信用地上基幹放送を追加すべきとの提言をいただきました。

このため、今国会に電波法改正案を提出いたしました。

○吉川沙織君 今大臣からは、電波の懇談会のほかに、今回の改正で特定基地局開設料に移動受信用地上基幹放送を入れる、これは別の会議体でという御答弁ございました。今回の改正においては、その放送関係も含まれています。

その根拠となる議論がどこで行われたかといいますと、放送を巡る諸課題に関する検討会の下に分科会が設置され、そこで議論が積み重ねられて答申が出たと承知しています。その分科会の設置日と答申が出された日付についてのみ情報流通行政局長に伺います。

○政府参考人（吉田眞人君） お答え申し上げます。

ただいま委員お尋ねの分科会につきましては、平成三十年の九月二十七日に設置をされておりま

また、今答申と申されましたけれども、これは基本方針でございまして、放送用周波数の活用方策等に関する基本方針を令和二年の一月二十九日に取りまとめを行いまして、その翌日に公表をいたしているところでございます。

○吉川沙織君 今回、特定基地局開設料に移動受信用地上基幹放送を入れる点については、電波有効利用成長戦略懇談会、そのフォローアップ会合ではなくて、今情流局長から答弁いただいた放送を巡る諸課題に関する検討会で、その分科会で議論が進められ、基本方針が出されました。

電波有効利用成長戦略懇談会というのは、先ほど大臣から御答弁いただきましたけれども、規制改革推進会議にある意味こういうのを議論しないよと言われて、それと並行同時的において議論が進められて去年の法改正に至りました。でも、放送関係のは時間軸がずれています。ですから、そういうふた点でいいますと、本来電波法改正案の国会提出は今回、この国会に向けて内々行われていたのではないかというのが私の意識です。そこで、今度は総合通信基盤局長に伺います。

今回、改正案において電波利用料の料額改定は含まれていません。ただ、電波利用料というのは、これ平成の最初の方に入っていきますけれども、電波利用料制度の導入の年度について伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げま

す。

電波利用料制度は平成四年の電波法改正により導入されまして、平成五年から施行されております。

○吉川沙織君 平成五年からということでございますが、では、電波利用料制度創設以降、電波利用料の料額改定が行われた年度について、同じく基盤局長に伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

電波利用料の通常の料額改定は、今御答弁申し上げました平成五年の制度導入以来、平成八年、平成十一年、平成十七年、平成二十年、平成二十三年、平成二十六年、平成二十九年、そして令和元年となつております。

また、広い意味での料額改定としましては、アナログ周波数変更対策の目的で、放送関係の無線局に特別の加算を行つた平成十五年の電波法改正も該当し得ると考えております。

○吉川沙織君 平成五年に制度が始まって、八年、十一年、十七年、二十、二十三、二十六、二十九、令和元年と伺いました。平成十四年には改正はありませんでしたけれども、昨年の改正のみ、実はこの間隔が三年に一度ではなく二年に一度となつています。

そこで、大臣に伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げま

去年の電波法改正と今年国会に提出されている電波法の改正案の改正内容の分量とか改正幅というのは、去年と今年どちらが大きいとか小さいとか、御所見あれば伺います。

○国務大臣（高市早苗君） 法改正の分量や内容を定量的にお示しすることは困難ではございますが、一つの指標として申し上げますと、昨年は、一つの指標として申し上げますと、昨年の電波法改正において改正した条文の数は三十七でございます。本年の電波法改正案において改正する条文の数は七でございます。

今回御審議をお願いしている改正案は、昨年お認めいただいた周波数割当て制度の新しい姿を前提として、その更なる改善に向けて有識者の皆様にフォローアップの検討をお願いした結果を受けてのものでございますので、何とぞ御理解賜りま

すようお願いいたします。

○吉川沙織君 去年改正の条文の数が三十七で今年は七という、条文数を見ても、まあ大きいか小さいかは、分量が大きい、多いか少ないかといえども、今までなかつた制度を入れましたので大きかったのではないかと思います。電波利用料額も改定しています。

では、電波利用料の料額改定に係る電波法上の規定について、基盤局長に伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げま

す。

電波法の附則第十四項におきまして、政府は、少なくとも三年ごとに、電波利用料制度の施行状況について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずることとされています。このため、総務省におきましては、少なくとも三年ごとに電波利用料制度の施行状況につきまして検討を行い、必要に応じて料額等の見直しを行つてきましたところでございます。

○吉川沙織君 平成五年度に制度が導入されてから、平成十四年はまだそういう規定が法改正の時点ではありませんでしたので、まあそのときは都合もなかつたということで電波利用の料額改定はありませんけれども、令和元年度、去年度以外は料額改定は三年に一度です。それが去年だけ二年に一度となっています。

冒頭、去年何で法律を提出されたんですかといふ根拠の一つに、規制改革推進会議が出した規制改革実施計画の中に、早く出せよと、それを去年度中にやれよと書いてあった。去年もこれ実は指摘申し上げたんですけども、他律的な要因によって、つまり、総務省自身の法定の審議会とかその下に置かれた懇談会とか検討会ではなくて規制改革推進会議に法改正をせかされた側面、つまり、他律的な要因によって、まあある意味去年法改正を急がされた、せかされた側面がないとは言えな

いと思うんですけども、局長、何か御感想あれば。なかつたら結構です。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

昨年の電波利用料の料額改定でございますけれども、これは5GあるいはI・O・Tの普及拡大に向けて至急対応していく必要があるという、こうした政策判断も一つあつたわけでございます。それから、委員御指摘のとおり、規制改革会議の御指摘があつたのも、これもまた事実でございます。こういったことを総合的に勘案をいたしまして、昨年、電波法の改正を行わせていただいたということでございます。

○吉川沙織君 平成三十年七月五日の電波有効利用成長戦略懇談会第十四回の議事要旨拝見いたしましたと、今までずっとそういう過程に携わられておられる方がこうおっしゃっています。「規制改革推進会議の答申を受けて検討したが、これまでにない取組だつた。」つまり、やっぱり影響を受けて、本当だつたらほかのことは今年改正であることを指し示しているようなことが多いのに、やはりそういう面は否定できなかつたのではないかと思っています。

去年、全会一致で電波法の改正案に付帯して決議付けています。その項目めの一のところに、「電波利用料の料額の改定については、免許人等

が負担の水準を予見できるよう、」というふうに付けています。なぜならば、原則三年で今までずっと来たものが二年に一遍になつて、そのたびに使途が追加されると、本来だつたら一般財源でやるべきものがそうでなくなるし、料額改定で事業者の予見性は損なわれてしましますということがありますので、法律、去年も今年もどいうことでありますが、ここからは行政の裁量の在り方について、政省令委任事項、これ去年の電波法改正のときも幾つありますかとお伺いしましたが、今回の法改正によって政省令委任事項は何か所あるか、数を伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

今回、改正におきまして新たに政省令に委任する箇所は、改正法附則に定めるものも含めますと、政令二件と省令一件の合計三件でございます。

○吉川沙織君 実は、さつき大臣から、前回の条文の数が三十七で今回七と伺いました。去年の電波法の改正による政省令委任事項の数は、去年同じ局長から答弁いただきましたけど、去年は十二か所でございました。ですから、そういった意味でも今回の改正幅の方が小さいのではないかと思っています。

政省令というか、省令委任が一か所という御答弁でございましたが、省令で定めるとしている条

文について伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君）お答え申し上げます。

今回の改正で新たに総務省令に委任することとしておりますのは電波法第百二条の十一第四項の改正部分でございまして、技術基準不適合機器の流通抑止のための命令制度に関する部分でござります。

○吉川沙織君 「基準不適合設備に関する勧告等」で、実はこれで分からぬ点があるので幾つか教えてください。それは何かといいますと、電波法の一部を改正する法律案要綱の第三の一のところにこうあります。「技術基準に適合しない無線設備を使用する無線局が開設されたならば、他の無線局の運用を著しく阻害するような妨害を与えるおそれがあると認める場合」は、どのように判断するんでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君）お答え申し上げます。

先ほども御質問いただきましたけれども、今回、重要無線通信を行う無線局に加えて、少し範囲を広げてこの無線局の範囲というものを考えておりますけれども、総務省令で定める適正な運用の確保が必要な無線局としましては、現行法上の重要な無線通信を行う無線局のほか、ETCの無線局、あるいは移動用の警察無線や消防無線等が考えら

れるところでござります。

○吉川沙織君 今お御答弁は多分、法案成立後に定めることになる総務省令で定める無線局の想定のお答えだったと思うんですけど、この法律案要綱を拝見いたしますと、例えば「について、「勧告を受けた者が、勧告に従わなかつた旨を公表されてもなお正当な理由なく当該勧告に従わなかつた場合」、正当な理由つて、これもう既に決まっているものがあるんでしょうか、これから決めるんでしようか。

○政府参考人（谷脇康彦君）お答え申し上げます。

正当な理由というのは事案ごとに異なつてくると思いますけれども、その事案あるいは事由というものが客觀、合理的に見てやむを得ないというふうに客觀的に判断されるかどうかということから判断はされるべきだというふうに考えておりま

す。

○吉川沙織君 勧告とか命令とかいうことが出てくる以上は、ある程度その立法府の審議の段階で明らかにしておくべきだという立場で質問をさせていただいています。

ここで、大臣に伺います。

○国務大臣（高市早苗君） 勧告から命令に至るまでの期間につきましては、勧告の対象となつた無線設備が与える悪影響の重大性や流通台数のほか、勧告を受けた者が講じるべき措置の内容など、個々の状況を勘案する必要がござります。

この点につきましては、電波法上、勧告を受けた者が勧告に従わなかつた旨を総務大臣が公表した後、なお正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかつた場合、命令を行うことができるとしております。

この規定は、罰則を伴う命令に先立つて、勧告を受けた者に対する主体的に不適合機器の製造、販売を取りやめる機会を一定程度与える趣旨であるものと理解しておりますが、期間をどのように設定すべきかは個々の状況で判断、勘案すべきものでござります。法律で一律に規定するということは難しいと思っております。

○吉川沙織君 去年の電波法、電気通信事業法の質疑の際にも引用したんですけど、総務省は行政評価局があります。ここに、規制を新たに加える場合とか、そういうときは規制の事前評価書というのを出さなければいけません。今回は電波法ですので、基盤局の電波政策課が去年の事業法よりちゃんとしたものをしています。これを拝見しますと、例えば六ページには何が書いてあるかというと、「確実に是正措置が講じられる仕組

みとすることが適當である。」という記述があります。

総務大臣の命令がなされても、業者が勧告に従つた措置を講じなかつた場合つて、対応どうするとかこうするとかいうのもこれから個々に検討するという解釈で局長、よろしいんでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君）お答え申し上げます。

勧告を行つたにもかかわらず、これに従わないという場合には、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、正当な理由があるのかどうかということを客観的に判断した上で、公表制度あるいはその先の命令制度、命令というようなところにプロセスが進んでいくということです。案件ごとに異なりますので、一概に申し上げることは難しいかと思います。

○吉川沙織君 その際に、やっぱり正当な理由つて何だろうというのが物すごく疑問に思いましたので、さつきお伺いした次第です。

この規制の事前評価書の七ページにはこう書いてあります。「問題事例が生じた場合における勧告及び命令を行つた件数、内容、勧告又は命令を受けた者の対応状況等を把握することとする。」

とされていますが、法運用の適正性、透明性の観点から見ると、定期的な運用状況の公表がある意味必要じやないかと思うんですが、大臣、いかが

でしようか。

○国務大臣（高市早苗君）それは吉川委員御指摘のとおりだと考えております。

制度の運用に当たりましては、適正性、透明性の確保は重要でございますので、総務大臣が行った勧告や命令の状況については年に一回公表することを想定しております。

また、現行の電波法上、勧告を受けた者がその勧告に従わない場合には総務大臣がその旨を公表できますが、これに加え、実運用上も、命令を行つた際にその旨を公表するということを想定いたしております。

○吉川沙織君 年に一回という答弁を大臣から

ただきましたので、是非、せめて定期的な状況公表、それから事があるたびにというのはお願いしたいと思います。

立法府の法律への関与という点で、昨年の改正時に質疑し、参議院総務委員会として附帯決議でも指摘した点があります。今回はその改定にはなつていませんけれども、電波利用料の歳入歳出の現状についてです。

た。

平成二十九年度決算までの電波利用料の歳入として出でている平成三十年度分の差額は幾らでしょうか。

○吉川沙織君 平成二十九年度分と最新の数値として出でている平成三十年度分の差額は幾らでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君）お答え申し上げます。

平成三十年度決算までの累積額と、それから平成二十九年度決算までの累積額、この差額は約五百五十五億円、百五十五億円の増加ということになると見ると、定期的な運用状況の公表がある意味必要じやないかと思うんですが、大臣、いかが

までの電波利用料の歳入と歳出の累積差額は、平成二十九年度に比べて増加しております。

○吉川沙織君 増加してしまつているということですが、現状の累積差額を伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君）お答え申し上げます。

○政府参考人（谷脇康彦君） 平成三十年度決算

めてこの参議院に議席を預けていただきまして、初めての本会議質問がたまたま電波法でした。そのときに、平成十八年度末の累積差額は幾らですかと当時の大臣に伺いましたところ、約二百十六億円という答弁でした。これがもう増えて増えてで、一番最新の数字ではついに一千百億円を超えるような状況にあります。

昨年の附帯決議において、「三、電波利用料の歳入と歳出の累積差額については、電波利用料の共益費用としての性格や特定財源としての位置付けを踏まえ、必要性や緊急性の高い電波利用共益事務への積極的な活用を図ること。」が全会一致でこの委員会の決議とされています。

これを受けて昨年の法案審議後に活用した例があれば教えてください。

○政府参考人（谷脇康彦君）お答え申し上げます。

昨年の電波法審議以降に電波利用料の歳入と歳出の差額を活用した事例といたしましては、令和元年度補正予算におきまして、5G関連の研究開発事業等のため、約三十四億円を計上したことがありましても、無線通信基盤を支える光ファイバー整備補助事業等のため、約三十一億円を計上しているところでございます。

○吉川沙織君 何で補正予算ばかりなんですか。

○政府参考人（谷脇康彦君）お答え申し上げます。

追加的な財政需要が求められる際にこうした累積差額を活用するということを行っているわけでございます。

○吉川沙織君 本来でしたら、特定財源という位置付けになつてますので、財務省に今までの累積差額分をこれに使いたいからということで要求

しても、まあ今は国の財政も地方の財政も厳しいですから、なかなか取れないから補正予算になつてしまふのではないかと思うんですけれども、累積差額一千億円超えてしまいました。全会一致の附帯決議で求めた「共益費用としての性格や特定財源としての位置付け」を踏まえ、これからも是非、補正予算に限らず、しっかりと活用を図つていただきたいと思います。

○政府参考人（谷脇康彦君）お答え申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染症について一問伺いたいと思います。

今回の感染症はまさに国家の危機、緊急事態であり、その防止や抑止のために講じ得る手段は全て講ずるべきだと思います。ただ、それに法的根拠がないとか曖昧であるとかいつたことはなるべく避ける必要があると思います。

三月三十一日、総務省を始めとする複数の省庁は、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する統計データ等の提供について（要請）」

という文書をプラットフォーム事業者並びに移動通信事業者宛てに発出しています。携帯電話の位置情報を法令上の個人情報には該当しない統計データとして求めるものと承知していますが、この法的根拠について総務大臣に伺います。

○国務大臣（高市早苗君）まず、新型インフルエンザ等対策特別措置法第四条が、事業者及び国民が感染拡大の防止などの新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない旨を想定しています。

この趣旨を踏まえて、三月三十一日に、総務省は、内閣官房、厚生労働省、経済産業省との連名で、プラットフォーム事業者と移動通信事業者に対する感染拡大防止に資する統計データの任意での提供の御協力をお願いいたしました。

今回お願いしたのは、あくまでも統計データに限定しております。利用者の移動履歴などを統計的に集計、解析したデータを想定しております。個人を識別可能なデータを求めておりません。プライバシーには十分配慮してまいりたいと存じます。

○吉川沙織君 あくまで個人が識別されるものではないということを明確に答弁をいただきましたけれども、例えば、では、統計データを任意で求めるに当たって、その指針やガイドラインは存在しているかどうか、局長に伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

電気通信事業者が携帯端末の位置情報を政府を含む第三者に提供するに当たりましては、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを踏まえまして、利用者のプライバシーに十分配慮して対応することが求められます。

具体的には、通信の秘密に該当する位置情報につきまして、十分な匿名化をした場合、第三者に提供すること、それ自体は可能でございますけれども、利用者が事後的に同意を撤回するなどのオプトアウトの措置を講じるとともに、契約約款などに基づく同意を取得した上で提供することが求められております。

○吉川沙織君 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの中のいろんな決まりによつてということでした。

これによると、契約約款等に基づく事前の包括同意であつても利用者から同意を得たとみなすことができるときとされていますけれども、あくまでこれがガイドラインです。先ほど大臣が引用なさった新型インフル特措法の条文も、あくまで協力を求める条文です。ですから、何というんですか、緊急事態です。確かに、緊急事態で、やれることは全部やらなきやいけません。だからといって、今まで慎重に慎重に議論されていたことが一気に、

やらなきやいけないことだからやらなきやいけないんですけれども、一気に進展をしてしまつて、それが後どうなつていくかというのは注意して見ていかなければいけません。

統計データの活用は推進されるべきですし、より良い形で推進していくためにも、行政の裁量ではなく、ある程度法的根拠を持たせるとか基準をもつと明確化するとか、そういうことも必要ではないかという観点でお伺いをさせていただきました。

電波法の改正案は、恐らく、これ衆議院でも全会一致で通つてはいるので、これからも累積差額とか、いろんな立法過程の在り方とか政省令委任事項とか、しっかりと見ていただきたいと思いますので、これからもよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。